

八幡市生活情報センターだより

令和8年5・6月

第76号



「失業保険の給付額を増やせる！」とうたう申請サポートにご注意！不正受給を促すケースも！

事例1

失業保険の申請サポート契約をしたが、**事業者が言うような給付金がもらえなかった**ので、サポート費用を支払いたくない。

事例2

失業保険の申請支援をうたう事業者と契約をした後、解約を申し出たら**高額な違約金**を請求された。

事例3

失業保険の申請支援をうたう事業者と契約をしたが、うつ病と診断されるためのマニュアルが送られてきた。**詐欺**にならないか心配。

嘘書くなんてできひん...



こんなときは...

「〇〇万円受け取れる」などの**期待を持たせる広告には注意**しましょう！

* 事実でない内容で申請すると**不正受給**となり、申請者本人が責任を問われることになります

契約前のアドバイス

- 失業保険はあくまでも行政機関による審査で決定されるものであり、**給付が保証されているわけではありません**。過度に期待を持たせるような広告には気をつけましょう。
- サービス内容が支払う金額に見合っているか、解約条件はどうなっているかなどについて、**慎重に確認**しましょう
- 事業者から事実ではない内容での申請を勧められても、**絶対に応じない**ようにしましょう。
- 失業保険のことは**ハローワーク**に相談しましょう。



困ったときは...

- サービス内容や解約条件等に納得できない場合は、**生活情報センター**に相談してください。



困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い や や

1

8

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟